

令和4年度

熊本市産後ケア事業

熊本市では、出産後に育児の不安がある方や心身のケアが必要な方を対象に、少しでも安心して子育てができるように助産師などの専門職による『産後ケア事業』を行っています。

利用できる方：以下の①②を満たす方で、熊本市がこの事業による支援が必要と認めた方

- ①熊本市にお住まいで産後1年未満の産婦さんと赤ちゃん
 - ②次のいずれかの状態に該当する方
 - ・出産後の身体的な不調や回復の遅れがあり、休息が必要な方
 - ・出産後の健康管理について継続的に保健指導や身体的ケアが必要な方
 - ・児の哺乳がうまくいかない、児の体重増加不良、乳房トラブル等、母乳育児に困難を感じている方
 - ・産後の入院中または産婦健診により、医療機関から事業利用をすすめられた方
 - ・出産後精神的な不調があり、身近に相談できる人がいない。または今後の育児が不安である方
 - ・育児について、継続的に保健指導（育児指導）を受けたい。または受けることをすすめられた方
- ※母子のどちらかが感染性疾患にかかっている場合や、産婦さんが心身の不調や疾患があり医療的介入（入院等）が必要とされる場合は医療が優先されることから利用できません。

受けられるケアや指導の内容

- ・産婦さんの身体的ケア（産後の疲労回復のための休息、身体回復のためのアドバイス等）
- ・心理的ケア（産婦さんの心配ごとや不安、相談をお聴きします）
- ・適切な授乳方法の指導（乳房ケアや母子に合った授乳方法のアドバイス等）
- ・保健指導（体調確認や赤ちゃんへの対応のアドバイス等）
- ・栄養指導（母子の食事についてのアドバイス等）
- ・赤ちゃんの発育及び発達確認　　・育児手技の指導及び相談
- ・生活の相談及び支援（母子に合った実践しやすい日常生活のアドバイス等）

利用料金等

		利用料金	利用時間等	利用上限
宿泊型		実施施設ごとに料金が異なります。詳しくは下記二次元バーコードの実施施設一覧をご覧ください。	午前10時入所～ 翌午前12時(正午)退所 (1泊2日)	7日以内（7泊8日） 分割での利用可
日帰り型	長時間型	実施施設一覧 	1回あたり、3時間～5時間程度のケア	合計7回以内
	短時間型		1回あたり、3時間までのケア	

※実施施設によっては、別途食事代等がかかる場合があります。詳しくは利用希望施設へお問合せください。
※利用時間帯は利用者の希望を踏まえてこの範囲内で実施施設に相談することができます。

申込から利用までの流れ

出産後に各区役所へ
申請（郵送可）

利用決定通知書
送付

利用希望施設
へ利用申込

・産後ケア利用
・利用料の支払

※申請時に保健師等が現
在の状況を面接またはお
電話でおうかがいします

※決定通知が届くまで
1週間程度かかります

申請に必要なもの（郵送申請は、①②③を送付してください）

①熊本市産後ケア事業利用申請書

②世帯調書及び同意書

③市町村民税非課税を証明するもの（※転入された方で、非課税世帯の場合のみ必要です）

※代理で申請される場合は、委任状および代理の方の身分証をご持参ください。

利用できる施設について

産後ケア事業で利用できる施設については、右記の二次元バーコードからご覧ください。

実施施設ご利用時の注意事項

実施施設一覧



※キャンセルの場合は、早めに実施施設に連絡をしてください。

キャンセル料金は、実施施設に直接お問合せください。

※空室の状況により、希望どおりの利用ができない場合がありますので、ご了承ください。

サービスを受けるときに必要な持ちもの

母子健康手帳、保険証（母子の両方）、決定通知書及び管理票

※お母さんや赤ちゃんに必要なもの（衣類、オムツ、おしり拭き、ミルク、洗面用具など）

※※その他、実施施設から説明のある持ちものなど

申請窓口・問い合わせ先

申請窓口	住所	電話番号
中央区役所 保健子ども課	中央区手取本町1-1	096-328-2419
東区役所 保健子ども課	東区東本町16-30	096-367-9134
西区役所 保健子ども課	西区小島2-7-1	096-329-1147
南区役所 保健子ども課	南区富合町清藤405-3	096-357-4138
北区役所 保健子ども課	北区植木町岩野238-1	096-272-1128